

地方財政の構造改革と税源移譲について(試案)

総務大臣 片山 虎之助

I 地方財政の構造改革

1 基本的な考え方

- 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減
- 地方税中心の歳入体系の構築

⇒ 〔 受益と負担の明確化、自立的な財政運営
国・地方を合わせた歳出全体が効率化

- 市町村合併・地方行革の一層の推進
- 国と歩を一にした地方歳出の削減・効率化
- 国・地方を通ずる公共サービスと国民負担のバランスの再検討が必要

2 地方税財政制度改革の進め方

地方税中心の歳入体系とするため、国から地方への税源移譲等により、国税：地方税＝1：1を実現（歳出規模との乖離の縮小）

- 国庫支出金の整理合理化を推進し、地方税への振替えを先行実施
⇒ [歳入歳出両面での地方の自立性向上
地方の自主的な施策選択により歳出効率化が進展
- 経済活性化等に伴う税収回復、地方財政収支の改善を踏まえて、地方交付税を地方税へ振替え
- 地方税における応益性の空洞化への対応、税源偏在の少ない税体系の構築


Ⅱ 税源移譲等の実施案

1 国庫支出金の地方税への振替えを先行実施

(1) 地方税の拡充

- 税収が安定的で、かつ、税源の偏在性が少ない地方税体系の構築

① 国から地方への税源移譲（5.5兆円程度）



所得税から住民税へ （3.0兆円程度）

- ・負担分任という性格を強めるため、個人住民税を10%の比例税率化

（・現行は所得税 15.8兆円、個人住民税 8.8兆円（平成14年度見込み））

消費税から地方消費税へ （2.5兆円程度）

- ・福祉・教育などの行政需要に安定的に対応するため、地方消費税を現行1%相当額から2%相当額に引き上げ

（・現行は消費税（4%分）9.8兆円、地方消費税（1%分）2.4兆円（平成14年度見込み））

② 地方税における応益性の空洞化への対応

ア 個人住民税における課税最低限や均等割の見直し

- ・課税最低限（夫婦子2人の場合）：個人住民税 325万円（所得税 384.2万円）
- ・個人住民税所得割では就業者のうち5人に1人が非納税義務者（所得税では4人に1人）
- ・個人住民税均等割：都道府県1,000円/年、市町村2,000～3,000円/年

イ 法人事業税への外形標準課税の導入（税収中立）

- ・ 約7割の法人が税負担なし
- ・ 法人事業税収：平成3年度 6.5兆円 ⇒ 平成12年度 3.9兆円

③ 固定資産税等既存税目の安定的確保

- ・ 固定資産税収：平成11年度 9.3兆円 ⇒ 平成12年度 9.0兆円（▲3.0%）

④ 課税自主権の尊重

ア 地域の実情に応じた税率設定

- ・ 超過課税の実施状況（平成12年度）
： 2,438団体、4,630億円（法人関係税等）

イ 法定外税の活用

- （例）神奈川県臨時特例企業税：40億円（平年度見込み）
核燃料関係税（13道県）：224億円（平成12年度）

(2) 国庫支出金の縮減（5.5兆円程度）

ア 奨励的補助金の削減（2.3兆円程度）

- ・ 地方分権推進計画における縮減対象の7割程度を縮減。

イ 経常的経費に係る国庫負担金を半減（3.2兆円程度）

(3) 地方交付税の見直し等

① 算定方法の見直し

ア 国の関与の廃止・縮減等に対応した算定の簡素化

イ 事業費補正の見直し（平成14年度から実施）

- ・各団体の事業量に応じた算入率を引下げ（約1兆1000億円を振替）
（現状）概ね60～70% ⇒ 原則30%程度に引下げ

ウ 段階補正の見直し（平成14年度から3年間で実施）

- ・小規模団体の割増率を縮減（3年間で約2,000億円（約16%）を縮減。）
（現状）全団体の平均を基礎 ⇒ より効率的な上位3分の2を基礎

エ 留保財源率の見直し

② 税源移譲に際し、地方交付税原資は確保

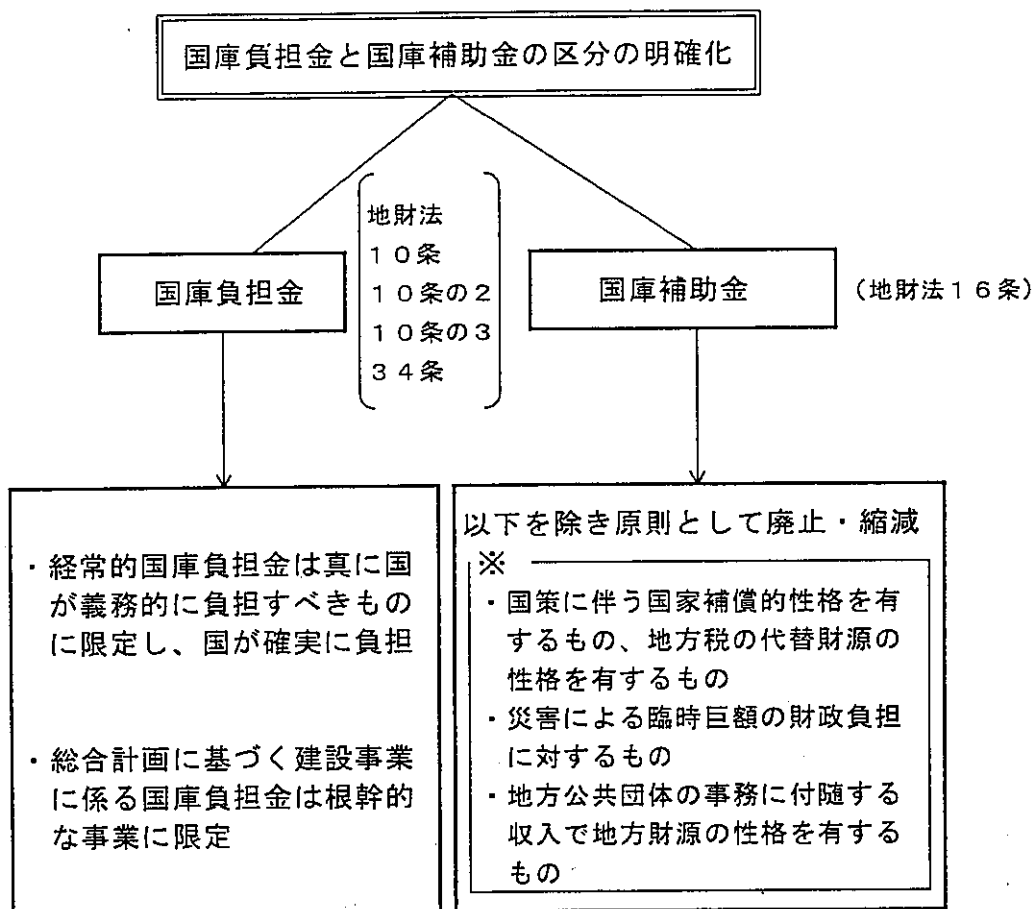
- ・交付税対象税目・交付税率の見直し、再設定が必要

2 地方財政収支の改善を踏まえ地方交付税を地方税へ振替え

- 地方交付税の地方税への振替えは、地方財源不足（特に特例地方債）の解消が前提
- 国と同一基調による地方歳出の削減等により、地方財政収支を改善
- 経済活性化等に伴う税収回復を踏まえて、地方交付税からの地方税（地方消費税等）への振替えにより、国税：地方税＝1：1を実現

国庫補助負担金の整理合理化の基本的な考え方

(地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)より)



【整理合理化の手法】

- ① 地方公共団体の事務として同化・定着・定型化しているもの、人件費補助の一般財源化
- ② 国庫補助負担金が少額なものの廃止・一般財源化(零細補助基準・採択基準の引き上げ)
- ③ サンセット化の推進、終期(5年)の設定
- ④ 補助率が低いもの(1/3未満のもの)、創設後一定期間経過したものの廃止・一般財源化
- ⑤ 新規の国庫補助金の設定の抑制、スクラップアンドビルド原則の徹底

○国庫補助負担金の分類(平成14年度普通会計ベース)

	国庫負担金	国庫補助金		合計
		廃止・縮減対象外 (上記※)	その他	
	8.9兆円	0.5兆円 程度	3.3兆円 程度	12.7兆円 程度
経常	6.3兆円 程度	0.5兆円 程度	1.3兆円 程度	8.1兆円 程度
投資	2.6兆円 程度	0.0兆円 程度	2.0兆円 程度	4.6兆円 程度

国から地方への税源移譲の実施案

